

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

(開催要領)

- 1 日時 平成28年2月23日（火）18:35～19:17
- 2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室
- 3 出席

<WG委員>

委員 鈴木 亘	学習院大学経済学部経済学科教授
委員 原 英史	株式会社政策工房代表取締役社長
委員 本間 正義	東京大学大学院農学生命科学研究科教授

<関係省庁>

玉置 賢	農林水産省経営局就農・女性課経営体育成支援室長
北川 愛二郎	農林水産省経営局就農・女性課経営専門官
根岸 功	法務省入国管理局総務課企画室長
伊藤 純史	法務省入国管理局総務課企画室補佐官
久知良 俊二	厚生労働省職業安定局派遣・有期労働対策部 外国人雇用対策課長

<事務局>

川上 尚貴	内閣府地方創成推進室室長代理
藤原 豊	内閣府地方創生推進室次長
竹内 重貴	内閣府地方創生推進室企画調整官

(議事次第)

- 1 開会
 - 2 議事 農業の担い手となる外国人材の就労解禁について
 - 3 閉会
-

○藤原次長 改正法案に検討事項ということで、委員の方々の御指示をいただきまして、関連省庁に投げさせていただいております。

それでは、原委員、お願ひいたします。

○原委員 これを農林水産省は、これを御覧になっていますね。

○玉置室長 はい、見てます。

○原委員 これは、いかがでしたか。

○玉置室長 いずれにしても、これまでも色々議論させていただく中で、やはり仕組みを

作るに当たって、我々だけでできるものではなくて、法務省、厚生労働省を含めてしっかりと議論した上で、仕組みを作っていくということだと思っておりまして、法務省、厚生労働省がどう考えるかというのが、まず、一つあるのかなと思っていまして、我々としては、この時点で、これについて何か言えるという状況ではないかなということで、今回、特段意見はありません。この場で、まずは、法務省、厚生労働省が、これについてどう考えるかということがあるかなと思っています。

○原委員 そうですか、では、もうお帰りいただきましょうか。よろしいですか。

○玉置室長 そうですね、法務省の判断次第というところが、我々の考え方です。

○藤原次長 本間先生、よろしいですか。

○本間委員 基本的に、こういう仕組みを作るにあたり、という言葉をいただきましたから、仕組みを作るという姿勢はあるというふうに解釈してよろしいのですね。

○玉置室長 はい。外国人材受入れについて、さまざま色々なところから要望等、特区の提案も含めてですけれども、やはり、そういうことについての議論は、引き続きしっかりと、当然そういうことも考えていかなければいけないという状態であることは、特区のこのところでも証明させていただいているので、それについては、今後も引き続きしっかりと検討していかなければいけないものだと理解しています。

○鈴木委員 一つだけ質問させていただきいのですけれども、法務省と厚生労働省のほうの修正理由として、今回の新法、技能実習制度の法逃れみたいになるのではないかと書いているのですけれども、そういうもののなのですか、法逃れとしてこっちを使うという議論になるような、そういうものになっているのですか。

○北川専門官 法逃れという点については、技能実習のほうで、今農業が色々不正行為で問題になっているところがございます。その中には、いわゆる賃金問題であるとか、労働時間問題であるとか、そういう色んな要素があって、そういうことで、今度新しい新法が出来る議論を今させていただいているときに、こちらの議論のほうが先行すると、農業は今不正行為が多いから、技能実習でないものを作つて、そちらのほうでやろうとしているのではないかという御意見だと理解しています。我々はそういう意図を持っているわけではありませんけれども、法務省、厚生労働省が言っているのは、そういうことであると考えております。

○鈴木委員 だから、何か戦略として、バッと落としてしまうと、次に始めるのがすごく大変だと思うのです。だから、そういう何か法逃れみたいなものになるものではないというようなことを書き込んで、ちょっとでも残しておくと、そこから始められるのではないかと思うのですけれども、落としてしまうというのは、農林水産省的には、不都合はないのですか。

○玉置室長 いずれにせよ、特区でやるのか、色々やり方はあると思うのです。基本的に今特区の提案があるので、特区についてどう考えるかというのを3省で考えなければいけないということだと思います。

ただ、この問題というのは、別にベースとしてあるものなので、農林水産省として、外国人材の受入れに対して否定的というわけではなくて、ある程度そういったことも考えてスキーム作りはしていかなければいけない。だから、これとともに何か検討することはやっていかなければいけないし、それがちゃんとお互い理解できて、ちゃんとこれなら行けるというもの出るならば、それはしっかりとそれを作って進めていくということは重要なと思っています。

○本間委員 だから、厚生労働省なり、法務省と協議しなければいけないお立場ではないのですかね。つまり、それだけニーズがあると分かっているわけですし、それから、政府のほうも、そういう形で農業の成長産業化等々を言っているわけで、やはりこれは喫緊の課題だと思うのです。そこが、厚生労働省、法務省がダメだと言ったからって、はいそうですかという話ではないと思うのですよ。

○玉置室長 ただ、我々だけで制度を仕組めるものではないので、そういう意味で、我々もそこはちゃんと法務省、厚生労働省が耐え得るスキームの中を一緒になって作らないとそこは難しいというだけあって、別に我々だけでこれならできますでしょうというところまではなかなか知見もない部分もあるので、そこは法務省、厚生労働省の知恵を借りながらやって行くということだと思います。

○本間委員 だから、そこはリードしていただかないと。なかなか法務省ないし厚生労働省は、別の論理で労基法なり、何なりの問題も含めてくるわけで、そうすると、特区だということを前提に、農林水産省の望ましいスキームと、それを推し進めるために法務省なり、厚生労働省の管轄のどこをクリアーしなければいけないかという問題点を洗っていくために、是非ともこのような検討を続けていっていただきたいと。やはり農業自体の問題になりますので、しかも、全国展開するという話ではなくて、まずは特区でやってみて、そこで何が問題かということがまた出てくると思うのです。そういう、実験と言うとちょっとと言い過ぎな部分がありますけれども、そういうステップとして、是非積極的に取り組んでいただきたいと思います。

○原委員 だから、検討することは否定されていないのですね。

○玉置室長 当然検討することは否定していませんけれども、ただ、我々だけで全部責任を持って、全部スキームを作り突破できるだけの、別に我々は知見も持っていないので、そこはちゃんと法務省、厚生労働省と含めて成案ができるないと、前は進めないかなということでありまして、当然検討を否定するものではございません。

○鈴木委員 でも、これは消されてしまうと、書いていること 자체が検討をするという話なので、検討すらも削除してしまうということになるのですけれども、本当にそれでいいのかなと。

○玉置室長 検討することは、農林水産省としては引き続き当然検討しなければいけないと思うので、そうすると、そこの文案がどうなるかどうかについて、やはり、さっきも言いましたが、まず、法務省、厚生労働省が、それに対してどう判断するかというのが、ま

ず、一つあるでしょうねということで申し上げたので、我々の初歩のスタンスとして、そこに乗る、乗らないは関係なく、検討するというスタンスは変わっていないのだと思うので、そこをあえてこの時点で、この文案を載せることについてどう考えるかということは、あとは、法務省、厚生労働省がどう判断するかというのは一つあるのだと思っています。

○原委員 後で伺いますけれども、法務省と厚生労働省は、検討課題としても否定をするということですから。

○鈴木委員 特区では議論しないで、全国展開をいきなり考えるという。

○玉置室長 そこはどうなるか、ちょっと分からないです。

○藤原次長 少なくとも特区においてになっていますから、まさに両方あり得るということですね。だから、それもこれまでの農林水産省の御意見というのも十分反映させていただいて、逆に今おっしゃっていただいた話が包括できる文章になっていると思いますので、逆に御意見がないということは、これについてはどこまでポジティブかは別にして、賛成であるという理解でよろしいですか。

○玉置室長 賛成というか、結局は判断権者は法務省、厚生労働省だということであって、我々3省で協議して結果を出すものなので、我々一つで、これでオーケーで、では、全部農林水産省ができるから、農林水産省が全部やれというわけにはいかないということですね。入管法、あと、厚生労働の労働基準の話が関係するから、我々で全部制度を仕組んで、何か前へ進められるかと言ったら、そうではない。そういう意味での、別に賛成でもなく、今はニュートラルの状態ですというところです。

○鈴木委員 ニュートラルではないではないですか、これを全部落としたら。

○玉置室長 だから、検討は続けるけれども、今これを書くことについてどうかと言うと、法務省、厚生労働省が今反対と言っているので、それについて、それを突破してまで我々が絶対賛成だという状況にはないということ。

○原委員 ともかく、御意見なしですね、このままでもいいし。

○玉置室長 法務省、厚生労働省が、それで良いと言うなら、別に。

○藤原次長 賛成なのか、反対なのかを含めて、少なくとも資料でいただいたほうがいいと思います。

○玉置室長 分かりました。

○藤原次長 よろしいでしょうか。

○原委員 結構です。

○藤原次長 法務省、厚生労働省からは意見を頂戴していますので、意見交換を進めたいと思います。

○原委員 この農業のところでありますが、今、農林水産省に先に伺って、要するに、御意見ないですということでありまして、あとは、今既にお投げをしているように、引き続き検討していきましょうということで文案をお投げしていますので、検討事項としても否定するのかどうかということなのですけれども。

それで、検討事項としては、よろしいのではないですか。

○根岸室長 我々は今までここでも申し上げているとおり、検討自身を否定しているわけではないのです。ただ、ここに書くということというのは、政府として具体的に農業分野について、これはやる方向で、ただ、前回も申し上げましたけれども、やるべきかどうかがあつて、あと、スキームがうまく出来るかというのがあって、通常色んな閣議決定ものなどで決めるときと同じように、やる方向ですよと。やりますけれども、具体的な制度設計については、今年度中に関係省庁で結論を得るとか、来年の夏までに実施できるようによるとか、そういうようなことを書いて、それまでの期間でしっかりと詰めて、ちゃんとワークする問題も起きない制度を作りなさいよとなるわけで、そういう意味で言うと、これがやるべきというところが、しっかりと定まっているのであれば、そういう書き方というのもあり得るのかもしれません。それは、半年がいいのか、何年何ヵ月がいいのかというのは別として、何らかの期限を区切るというのは、だらだらならないためにというのは一つの手法なのだと思いますけれども、前回ちょうどそんな話をしましたけれども、そもそも是非論のところについて、本当にこれを真に必要な分野として、ここを取りわけてやるのだというところについての議論というのが十分なされていないと。そのための理由、あるいはそれを説明する資料というのをいただいているという状況で、この状況において、これをやる方向として期限を区切って措置を講ずることを前提としたような記載にすることは適当でないというふうに考えています。

それで今、そういう状況の中で、技能実習制度においても、色々問題が起きている中で、具体的なことを何も言えない措置の方向性すら、ある程度詳細は後になるにしても、こういうような措置を講じようとしているのだ、だから、問題が起きないことを考えているのですということが、今の状態だとほとんど何も言えないような状態で、そんな状況でやること前提ということを言ってしまうと、やはり、何度も懸念を表明させていただいているとおり、技能実習をこれからより適正化しようとしているときに、強化される管理を逃れないと、その抜け穴というふうな指摘を受けてしまうと。それは国の内外からの批判を受けるということにつながるというようなことを強く懸念しているということでございます。

○原委員 分かりました。これまで何度もここでも議論をしてきて、私たちの理解としては、相当程度制度化に近いところまで論点が煮詰まったと理解をしていましたけれども、そこは隔たりがあるのでしょうから、なので、かなり限られた論点について、議論をあと何時間かすればいいというぐらいなのかなと思っておりましたけれども、そうではないとおっしゃるのであれば、しばらく時間をかけて検討するのは結構ですよということで、この文案はかなり、これまでの議論から後退させてお投げをしていたつもりであります。

それから、少なくとも今おっしゃられたように、検討することについては否定されていないということだと理解しましたので、文章の書き方、何を検討するのかということについては、文書の書き方があるかもしれません、検討するということについては政府で合

意を是非していただけないでしょうか。

それで、少なくとも、その際の論点として、これはおそらく皆さん共有されるであろうが、今の技能実習の仕組みというのが、おそらくではなくて、現場のニーズと乖離をしているということについては、おそらく共通認識として持たれているのではないかと思います。そういった課題について、どう解決をしていくのか、そのための方法の一つというのが、今議論しているようなやり方だと思いますけれども、少なくともそれは検討課題ではないのでしょうか。それは、検討はしていただけるわけですね。

○根岸室長 実質的に政府内での検討をするということと、ここできちんと対外的にもこの分野を検討しますということを表明することの重みというのは、また違うと思っています。

ここで、農業分野について、これは国家として取り分けて検討しなければいけないのですというふうに言うからには、それなりのものを、それは原先生はこの間から、そんなものに何時間かけるのですかとおっしゃいますけれども、何時間かけるだろうとおっしゃるものも、結局農林水産省からはその後も何も出てこない状態なのです。それは別に怠けているわけではなくて、きっとなかなかそう簡単にはできないのではないかと思っているわけです。

そうすると、そういう前提の中で、検討はすると言っているのだから、ここに書けるだろうということになると、検討は実際にしますよという話と、ここにかけますよというところはまたちょっと違うと思っています。

○原委員 そこがよく分からなくて、農林水産省も検討課題であるということは認めていらっしゃったのですね、さっきのお話を伺っても、法務省も検討されると。それで何で決定できないのでしょうか。

○久知良課長 その点について、1点御質問させていただきますと、私どもも法務省と農林水産省と引き続き、これを検討すること自体に反対するものではありません。

問題は、ここに書くことということになっていて、私どもが一番懸念しているのは、今技能実習の法案が国会に提出されていて、今後審議が行われるという状況になっているという中で、今ここに何か書かれるということが、どういうふうに受け止められるかということあります。

2月5日の特区の諮問会議に提出された資料の中で、主な議論の状況について整理していただいているわけですが、その中で、国家戦略特区ワーキンググループの主張を簡潔に整理していただいているところでは、農業については、担い手不足の解決とともに、技能実習制度に代わる仕組みの構築も早急に図るべきというスタンスであるということになっているということでございましたから、そのスタンスで、この文章を引き続き読んだとすると、技能実習に代わる仕組みを早急に検討して、その結果、措置するのだということが、世の中に対して政府のメッセージとして出るということ、それが技能実習法案の審議に悪影響を明らかに及ぼすだろうと我々は思っているところでございます。

○原委員 分かりました。悪影響を及ぼさないような文面にすれば、よろしいわけですね。だから今、諮問会議に出された特区ワーキンググループの主張として書かれていたことが、そのまま出ると悪影響を及ぼすかもしれないという御懸念を持たれているということだと理解しましたので、その文面を直せばいいのですね。

○久知良課長 ということがあるというのと、法務省がおっしゃった話と両方あるということですね。

○原委員 ごめんなさい。両方あると言われるうちの二つ目をもう一回教えていただけますか。

○久知良課長 要するに、検討という部分で中身の検討というのは、農林水産省との間で、必ずしもまだ詳細なところまで詰めを行われていないというような状況にあるという中で、ということです。

○原委員 それで、それだから、引き続き検討していきましょうということです。

だから、私も20分でできるのではないかとか、3時間でできるのではないかと言ったことについては大変反省をして、確かに、10時間ぐらいかかるかもしれないと思って、長期的に時間をかけて検討していくことについては、結構かと思っておりますので。

○本間委員 技能実習生に代わる制度というのは、やはり誤解を招く表現かなとは思っていて、新法は新法できちんとやると。これまでおかしかったのは、いわば専門家の農業労働者のような形で技能実習生を扱っていたということが、やはり間違いなので、そこが新法できちんと技能実習生として活用し、一方で、それとは全く別の制度として、専門の農業労働者を雇用するのだという整理をしてもらったほうがいいと思うのです。そうしないと、色んな誤解を招くので、技能実習生は技能実習生として、農業側も今後もばんばん入れればいいのですよ。それで技能を学んでもらって、本国に帰っていただいて、日本の技術を普及していただくという方向と、それとは全く別の形の専門農業労働者として雇用するのだと、やはり、そういう整理の仕方が必要なのかなという気がしていますので、そういう観点から検討を続けていっていただきたいと思います。

○鈴木委員 あと、せっかく厚生労働省がいらっしゃるので、ちょっと申し上げたいのですけれども、少し長めに議論すると、この間は割と早期に決着しようということで、色々目をつぶっていた部分もあるのですけれども、もう少し長めで議論するとすると、技能実習生の代わりの制度とか、そういう次元と、もう一つ本当に重要なことは、労働基準法に匹敵するものを全く満たせないような、法逃れと言うとちょっと言い過ぎなのだけれども、適用除外が非常に広大な分野であるということですね。これは非常に政治的に決着が難しいので、この間はあまり議論しなかったのですけれども、やはり、これはしっかり議論しなければいけないと思うのです。

この間も家族経営が多いからとか、天気がどうのこうの言っていましたけれども、ほとんどナンセンスな議論なので、この間はちょっと目をつぶりましたけれども、もう少し時間をかけて議論をすることだと、しっかり厚生労働省にここは働いてもらったほう

がいいのではないかと私は思っていますので、ちょっと議事要旨に残すためにちゃんと言っていますけれども、せっかく長めの議論をするのであれば、この労働基準法の適用除外というところについて、やはり徹底的に戦いたいと私は思っています。むしろ農業の適用除外など認めないで、これは厚生労働省の分野として農業分野も、しかも、これは会社法人としてやる話ですので、労働基準法を満たすというようなことで、どっちも絶対に法逃れにはならないと。そういう長時間労働とか、賃金不払いみたいなことがいずれにせよ起きないという仕組みをしっかり議論して作るべきなのではないかと思っています。ということを議事要旨に残してください。

○原委員 私が申し上げるのは、多分こういう検討をするということを言ったほうが、明確にしておいたほうが技能実習の法案についてもいい影響があるのではないかでしょうか。

というのは、私の理解では、やはり農業分野で、さっき申し上げたように、技能実習という建て前と実態が完全に乖離をしてしまっていて、今回の制度改正をやっても、本質的には解決できていないですよ、多分。それは、実態として受け入れたい人たちというのは、労働力として期待をするという人たちが活用しているからこそ、今までのような問題が起きているわけで、あるとすれば、むしろ技能実習とは切分けて、本間先生がおっしゃるように、労働者として、単純労働という意味ではなくてその制度を整備した上で、労働としての別の制度を作るということについても合わせて検討する。

それから、鈴木先生がおっしゃるように、労働基準法の適用について、これは本来、外国人だけではない、日本人を含めての問題だと思いますけれども、合わせて検討することを明確にされたほうが、むしろこの技能実習の法案についても余計なことを言われる可能性を回避できるのではないかとさえ思いますね。

○本間委員 向こうから来る人たちの心構えもそうですね。つまり、出稼ぎに来るのだという感覚ではなくて、今はやはり実質的に出稼ぎですかね。だから、そういう感覚ではなくて、本当に自分の国に帰って、日本で学んだ技術を普及したいのだという人たちが増えてくるということのほうが望ましいわけで。

○根岸室長 それは、今まさに今回の制度改正の中でも、制度改正でなくとも、それは当然取り組んでいるところなのですけれども、やはり、近隣でいわゆる非熟練労働者を入れる仕組みを持っている国もあるわけですね。

そういう中で、いわゆるそれなりの送出しの大きなところの国で、色々お話を聞くと、やはり、どうやっておたくの国の人たちは、みんな選んでいるかと考えると、賃金水準で選ぶ場合もあれば、色んな面があるわけです。賃金はやはり一番大きいわけですが、単純に、本当に労働目的であれば、賃金の順番とかになるわけですね。でも、やはり、日本はその技術を身に付けられるというようなところも一つの大きな要素としてプラスで考えて、お金は今やアジアだからといって日本が一番ではないわけです。そういう中でも、こっちのほうが高くもらえて、日本の技能実習を選択するという方は、やはりいらっしゃるのです。そういう選び方を送出し機関がちゃんとしているようなところはあまり問題が起き

ていません。

でも、そうではない形で、単なる出稼ぎという感じで選んでしまったりすると、やはり、その人たちは、ちょっとでも高ければほかに逃げるということにつながるわけですね。そこはやはり、しっかり徹底していかなければいけない問題で、そういうのが起きているから、労働目的の制度を作るのだと一気に行くわけではないと思います。それはそれで、別にこちらのものを作るかどうかの議論だと思います。

○原委員 それで、目的と違うものが実際に起きているからやりましょうと、単に言っているわけではなくて、これはこれで農業の担い手としての必要性があるのでしょうという議論をこれまでもしてきたと思いますので、少なくとも引き続き検討していくということについては、関係省庁、皆さん一致をされていて、御懸念の技能実習の今の法案に悪影響を及ぼさないのかというところが問題だと思いますので、そこを文案の中身では是非御検討をいただけないでしょうか。悪影響の生じないような形での検討の仕方、検討するということができるのではないかと思いますので、そこを是非御検討いただければと思います。

○根岸室長 そういう名案が浮かばないのですが、現状では、我々としてはここに何かしら書くこと自身が悪影響の大小はあると思います。これをもっと弱めた書き方をしたりすれば、その影響は小さくできるのかもしれませんけれども、やはり、マイナスの影響というのが懸念されると考えています。それがないような文案というのが、今影響というのは明確に数値で表せないので、何をもってゼロにできるということは言えないのですけれども、その懸念を払拭できるような名案というのは今我々は持ちもあわせていないというのが現状でございます。

○原委員 では、そこは内閣府も含めて、もう一回御検討をいただければと思いますけれども、少なくとも私は今のこの文章で、基本的には説明の仕方次第で十分ポジティブになるのではないかと、今申し上げたようにネガティブではなくて、むしろこういう検討をするということが今回の技能実習の法案についても、むしろプラスではないかというのが基本線だと思いますので、それも含めて御検討をいただけないかと思います。

○藤原次長 前回の諮問会議で、総理から最終的に、医療、観光、農業など大体な規制改革を盛り込んだ改正特区法が国会に提出すると。本日提起された改革事項全般について、それぞれの記載規制を担当する大臣に、実現の方向で対応策を検討していただき、最終的に私の判断で、法案に具体的な成果を盛り込みたいと考えているというお話をあって、その改革事項全般というのは、大臣が配付しました資料2というところに、14項目ぐらいございます。あまり委員の方々の足を引っ張るような発言をしてはいけないのですけれども、これらの項目について、それぞれ色々な書き方が事務局としてはあると思っています。それは関係省庁の御了解をいただいて書くものですから、さまざまな案をこれから出さなければいけないですけれども、いずれにしましても、今私どもが議論している中で、明確にタイトルも含めて全削というのはこの項目だけなのです。

したがって、おそらく次回の諮問会議には、関係大臣の方々、両大臣を含めて来ていた

だくのですが、総理が検討するよう御発言されていて、タイトルから消すということは今後一切検討しませんというメッセージになってしまいます。中身はまた、色々と委員の方々の御意見を含めて、また御相談しますけれども、政府の中での議論として、やはりちょっとタイトルから落としてしまうというのは、それこそ大きなデメリットも出てくるのではないかと思います。書き方のところで、是非色々な意味で工夫をさせていただかなければいけないかなと思っておりますので、ちょっと先生方の前で言う話ではございませんけれども、会議を回している立場から申し上げると、そこは是非最低限御理解をいただければと思っています。

○鈴木委員 加えて言うと、さっきの農林水産省の話しぶりだと、厚生労働省と法務省が落としたいから、これは落とすのですという感じでしたね。それでいいのかという問題があります。

○根岸室長 そこは多分、ちょっとループになっていて、我々は例えば、建設とかだって、単純に言われたら基本政策の議論が終わらない限り、本来はダメなのですね。時限だからいいですよという問題ではない。

でも、それはこの時限とはいえ、この時限の間どうしても特別なのですというのをちゃんと国土交通省のほうでストーリー立てた説明があって、それに裏付ける資料がちゃんとデータがあって、自分たちのこういう努力でここまで日本人を引き上げますということもみんな出てきて、でも、重要予測はこうなっていて、この分は足りないと。それでもどうしても補うのはどういう人かと考えたら、技能実習が終わった人が即戦力なのだということできちんと説明があって、それを関係省庁で揉んで、納得してやりましょうとなっているわけなので、その基の説明がないような状態で、建設を例に出しては申し訳ないですけれども、いい例なのですけれども、そこで国土交通省の人が、いや、建設業界人手不足なのだから、しょうがないですよとただ言っているだけみたいな、何となく実感としては聞いているから分かるのだけれども、それが本当に不可欠なのか、努力が足りないせいなのか、悪影響があるのかないのかとか、そういうのがちょっと分からずな状態になっているわけで、だから、それは特例としてでもやるべきものということなのがどうかというところが説明できる状態であれば、こういう状態なので、検討していくことにしているのですということになる。

○藤原次長 どこまでハードルが高いかということは別にして、少なくとも、我々政府として真摯に検討するということはきちんと明記しないといけないのだと思うのです。中身の議論はまた、委員の御指摘も含めてやらなければいけないのですけれども、その点だけ是非御理解をいただければと思います。

○原委員 ついでに細かいことで、厚生労働省の労働基準局から、この間の指摘について、この回答をいただいているのですけれども、これは私の理解では間違いで、要するに、労働基準法の適用除外の労働者に対して、指導ベースで労働時間規定を適用しているものがないかと、これは前回のワーキングのときに、ここはもう確認したと理解していたのです

けれども、要するに、農業分野の技能実習生はこれに当たるのですね。労働者ですものね、労働基準法の世界では。

○久知良課長 要するに、これは厚生労働省が自分の監督機関として、そういう特区等をやっている例はないかということで、当局は調べたのだと思います。

○原委員 分かりました。農林水産省のされていることは、まさに当たっているわけですね。

○久知良課長 農林水産省が行っていることというのが、まさに労働時間の規定を農林水産省の指導レベルでやっているということですね。

○原委員 これは厚生労働省がされているかではなくて、政府としてされているのかどうかを確認したつもりでしたので、ちょっとそれを確認させていただければと思います。

ただ、検討期間を延ばすということであれば、準拠するとかそんな話ではなくて、これは鈴木先生がおっしゃるように、正面から適用するという議論はきちんとしたらいいかと思います。

○藤原次長 今日はありがとうございました。